

国民健康保険税の算定方法を改正しました。

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114

税制改正により、今年度から下記の2点が変わりました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。なお、税率の変更はありません。

①国民健康保険税の課税限度額(上限額)の引き上げ

中間所得者層の被保険者負担に配慮し、高所得者層の課税限度額を引き上げました。

| | | | |
|--------------------------|---|---------------------------|--|
| これまでの限度額 102万円 | ➔ | 今年度からの限度額 104万円 | <p>▶内訳 医療給付費分 65万円(改正なし) 高齢者支援金分 20万円 → 22万円 介護納付金分 17万円(改正なし) ※介護納付金分は40歳~64歳の人が対象</p> |
|--------------------------|---|---------------------------|--|

②国民健康保険税の軽減判定基準の引き上げ

経済動向などを踏まえ、軽減判定所得の引き上げを行ない5割および2割軽減の対象が広がりました。

軽減判定基準について、次の部分^①が改正されました。

| 軽減の区分 | 軽減判定の所得 | 注 |
|-------|--|---|
| 7割軽減 | 加入世帯の所得の合計額が43万円+10万円(※1)×(給与所得者等の数-1)以下の場合 | ※1 給与所得者等(一定の給与所得がある人と公的年金等の所得がある人)が2人以上いる世帯は10万円×(給与所得者等の数-1)を加算する |
| 5割軽減 | 加入世帯の所得の合計額が43万円+ 29万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数(※2))+10万円(※1)×(給与所得者等の数-1)以下の場合 | ※2 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主だった人は、引き続き国保の世帯主、擬制世帯主であることが要件)のこと |
| 2割軽減 | 加入世帯の所得の合計額が43万円+ 53万5千円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数(※2))+10万円(※1)×(給与所得者等の数-1)以下の場合 | 注 65歳以上は、公的年金控除15万円を適用する |

米寿を迎え ますます元気な卓球女子



①得意のバックハンド。我流だと話すが、動きには力みがない。
②愛用のラケットと、平成25年ねりんピック高知大会熊本県選手団結団式の写真。選手宣誓を務めた思い出に残る大会。



キラッと輝く
合志人

儀藤 スミ子さん (黒石団地)

儀藤さんが卓球を始めたきっかけは、娘が中学生になって卓球部に入ったことだった。当時の職場には卓球台があり、昼休みに手軽に仕事仲間と卓球ができる環境もあった。

「でも、1時間の休憩時間では、やりたい人が多くて、なかなか順番が回ってこなかったの」

そこで儀藤さんは、地域の卓球クラブに入る。「当時はコーチがいなくて、基礎をちゃんと習うことはできなかった。だから正しいフォームも知らなくていまでも我流なのよ」と少し恥ずかしそうに話してくれた。

それから34年。88歳になった今でも儀藤さんは現役の卓球選手だ。日々練習を重ね、数々の大会で何度も優勝してきた。県卓球選手ランキングでも、70歳代の部、80歳代以上の部で1位をとっている。

今では、試合会場で「あなたを目標に頑張っている」と言われることもあるほどだ。

「若い人に負け続けるようになったらもうやめようと思っていた。でも、まだ勝つこともあるかなかなか辞められない」と楽しそうに話す。

近年は県外まで遠征はしていない

いが、県内の試合ではたくさん友人に囲まれる。

「家族はハラハラしているけど、私はもっとも緊張しないし、今でも試合がとてもしみなの」

そう話す儀藤さんの目標は、旧植木町出身の故内田雪江さん。94歳で亡くなるまで現役の世界マスターズチャンピオンとして活躍した、熊本卓球界のレジェンドだ。

卓球のいいところは、と尋ねると「目と手を動かすから認知症の予防にとってもいい」と教えてくれた。

「卓球が楽しくて楽しくて。卓球をしたいから、仕事も家事も早く終わらせようと思っっているわ」

複数のクラブに所属し、1日2時間の練習を週に4~5回もこなす。儀藤さんのモチベーションは、すべて卓球に向かっていく。

「卓球が生きがいで、続けるために散歩や畑仕事で足腰を鍛えるし、病院に行くのも元気で卓球をするためのよ。こんなに好きなことに打ち込めるのは、長生きの『褒美ね』」

朗らかな笑顔で話してくれた儀藤さん。卓球一筋に打ち込んできた彼女は、米寿を迎えてより一層輝いている。

免除制度があります

退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎096(248)1275

退職(失業)により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除する制度があります。退職(失業)した年の翌々年の6月まで、特例免除制度を利用できます。退職には自己都合退職も含まれます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行いません。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に該当すれば、同時に免除申請できます。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

▼オンライン申請

マイナンバーカードを利用し、マイポータルからオンライン申請ができます。詳しくは二次元コードをご確認ください。

▼追納をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があります。

▼手続きに必要なもの

- ①年金手帳や基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
- ②失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

▼申込場所

保険年金課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所

▼申込場所

熊本市西年金事務所
☎096(355)3261